

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 4 号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成 1 8 年瀬戸市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<u>（特定任期付職員業績手当）</u> <u>第 4 条 条例第 5 条第 4 項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第 2 項又は第 3 項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u> <u>2 特定任期付職員業績手当は、1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた特定任期付職員業績手当のうち直近のものに係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し、特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和 3 9 年瀬戸市規則第 1 4 号。以下「給与支給規則」という。）第 1 4 条に規定する期</u>

	<u>末手当の支給日に支給することができるものと する。</u>
(管理職員特別勤務手当の額)	(管理職員特別勤務手当の額)
<u>第4条</u> <省略>	<u>第5条</u> <省略>
(期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及 び加算割合)	(期末手当基礎額等に係る加算を受ける職員及 び加算割合)
<u>第5条</u> <省略>	<u>第6条</u> <省略>
(雑則)	(雑則)
<u>第6条</u> <省略>	<u>第7条</u> <省略>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。